# くらし

#### 「クリーン芳賀」環境美化の日

**周**環境対策課環境対策室

**(25**028 (677) 6041)

●期日/9月3日(日)※予備日 9月10日●内容/空き缶拾いな どの清掃作業、河川などの草刈 り●注意点/自治会と連携して 実施してください。

#### 特設人権相談所開設

**固**住民課住民戸籍係

**(25**028 (677) 6014)

暮らしの中で起こるさまざまな問題、家庭内・近隣のもめごとなど、困ったことがあったら、人権擁護委員にご相談ください。秘密厳守、相談無料です。

- ●日時/9月13日(水)13:30~16:00
- ●場所/役場3階301会議室

#### 水道メーター交換のお知らせ

**週**芳賀中部上水道企業団工務係 【☎028 (677) 1953】

家庭で使用している水道メーターは、計量法で使用有効期限(8年)が規定されています。使用した水量を正確に量るため、有効期限が切れるものは芳賀中部管

工事組合に委託し、無料で新しい水道メーターに交換します。屋外作業のため、留守でも実施する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、メーター代金、取替手数料はお客様からいただくことはありませんので、不審な点はお問い合わせください。

●実施期間/9月11日~19日

# お知らせ

### 10月 1 日から国民健康保 険証が変わります

間住民課国保年金係

**(25**028 (677) 6038

9月30日までに新しい保険証を郵送します。留守がちなため直接受領したい人は、9月20日 (水)までにご連絡ください。

#### 児童手当の請求はお済みですか

**圆**健康福祉課福祉係

【**雪**028 (677) 1112】

平成18年4月1日から、支給年齢が小学校6年生までに拡充され、あわせて所得制限の限度額も引き上げられました。これまで所得超過で児童手当を受給できなかった人および小学校4~6年生のお子さんがいる人は認定請求の手続きが必要となります。まだ手続きをしていない人は9月29日までに手続きをしてください。※現在小学校4年生で平成18年3月まで児童手当を受給していた人は手

続きの必要はありません。

#### 基本健康診査・ヤングエイジ検診

圓健康福祉課健康係

**(25**028 (677) 6042**)** 

- 日時 / 10月16日(月) 8:30~ 11:00 ● 場所 / 保健センター
- ●対象/今年度、基本検診およびヤングエイジ検診を受診していない人。今後受診の予定のない人※65歳以上の人は生活機能評価検診もあわせて実施します。 ●申込方法/電話予約(先着順に、10月16日8:30分から30分単位で20人ずつとします。)●締切/9月29日

#### 献血にご協力を

**圆**健康福祉課健康係

**(25**028 (677) 6042]

A型、O型、B型の血液が不足しています。皆さんのご協力をお願いします。

● **日時** / 9 月27日 (水) 10:00~ 16:00● 場所 / 役場前駐車場

#### マムシに注意!

**間**健康福祉課健康係

**(25**028 (677) 6042

10月頃までは、マムシの出没期です。ご注意ください。

- ●マムシに噛まれたときの応急処置
- ○傷口より上部を縛る○噛まれ た部分を冷やす○病院に連絡し、 至急医師の治療を受ける
- ●血清の保管場所

役場健康福祉課※休日圓役場代表【☎028 (677) 1111】芳賀広域消

### 障害者自立支援法の施行により10月1日から補装具・日常 生活用具の制度が変わります **個健康福祉課福祉係** [25028 (677) 1112]

10月1日から補装具・日常生活用具の制度が変わり、今までは補装具とされていたものが一部日常生活用具へ移行したほか、利用者負担も原則1割になります。



	種目	利用者負担
補装具	障害者等の身体機能を補完し、または代替し、 かつ長時間にわたり使用されるもの ●義肢、装具、車いす、補聴器など	定率負担により、 原則 1 割の自己負 担が発生します。
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具 ●歩行補助杖(1本杖のみ)、ストマー用装具、 人工喉頭など、一部補装具から移行したものが あります。	

防芳賀分署【☎028 (677) 0212】

●血清のある医療機関

芳賀中央クリニック【☎028 (677) 5581】芳賀赤十字病院【☎0285 (82) 2195】

#### 町税徴収を県職員が支援

間税務課納税係

**(25**028 (677) 6013]

市町村の税収確保を支援するため、県の『市町村支援チーム』のメンバー2人が9月1日付けで町長より任命されました。2人は収納率の向上を図るため、芳賀町徴税吏員として町職員の身分で町職員とともに各種財産調査・滞納処分などの滞納整理を実施します。

#### 口座振替納税を利用している人へ

**間**税務課納税係

**(25**028 (677) 6013**)** 

町税の口座振替日は各税目の納期限です。残高不足などで振替納税ができなかった場合は、「口座振替不能通知書兼納付書」が送付されますので、この用紙により役場会計課または金融機関窓口で納付してください。 ※再度の振替は行いませんのでご注意ください。

#### 家屋調査にご協力を

圖税務課資産税係

**(25**028 (677) 6035)

平成18年度中に新築および増築し、完成した家屋の現地調査を行っています。この調査は固定資産評価の基礎となるもので、町職員が直接お伺いして外周および各室内を調査・確認させていただきますのでご協力をお願いします。また、平成18年度中に取り壊した建物についても届けが必要となります。用紙は税務課窓口に用意してあります。

# (仮称)総合情報館のホームページを開設します

■生涯学習課総合情報館推進係 【☎028 (677) 2525】

現在建設中の(仮称)総合情報館のホームページを9月から開設します。建設の進行状況や、郷土資料館の資料などをご紹介します。現在の図書室のホームペー

ジは情報館ホームページ内に移動します。ぜひご利用ください。

#### 事業所・企業統計調査にご協力を

圖企画課企画調整係

**(25**028 (677) 6012

10月1日、事業所・企業統計調査が行われます。全国すべての事業所や企業が調査対象です。9月下旬から「調査員証」を携行した調査員が調査票をお届けします。

#### 海洋センター臨時休館

間海洋センター

**(25**028 (677) 0030)

水の入替えおよび保守点検作業のため、9月26日~10月1日 の間、臨時休館となります。

#### 農振変更の申請受付

間農政課農政係

**(25**028 (677) 6053

農用地区域の農地をほかの用途に使用する場合は変更手続きが必要です。変更を希望する人は申請してください。なお、許可要件を満たさないものについては変更できない場合があります。
● 受付期間 / 10月 2 日 ~ 20日(土日祝日は除く)

#### 路肩保護のお願い

**間**建設課管理係

**(25**028 (677) 6019)

町では環境美化や病害虫保護の面から、道路などの除草にご協力をお願いしていますが、除草剤などの多使用により路肩部分の土砂が流れてしまいます。 路肩がなくなると道路は壊れてしまいます。路肩の除草には除草剤をなるべく使用せずに草刈によるご協力をお願いします。



### AN THE

今月の納税は、

◆固定資産税

◆国民健康保険税 3期

◆介護保険料 2期 です。 10月2日までに納めてください。 ■税務課納税係【☎028(677)6013】

3期

## (けっこん)

木野内博之・佐藤真菜美

稲毛田

大根田昌幸・佐藤美智子

西高橋 宇塚 大輔·鈴木 美香

東水沼

**泉**小

長谷川和弘・山井 美幸 西高橋

佐賀 清史・岩本 一紀

下高根沢

### おめでた

### おくやみ

### 行政相談・困りごと相談

行政に関する意見や苦情、生 活環境などの各種相談を受け付 けています。

◆日時/困りごと相談は毎週火曜日、行政相談9月19日(火)13:30~16:00◆会場/農トレ【☎028(677)3481】

■ 17 2006.9 広報はが